

# 生徒支援部通信

田名部高校定時制

第 1 号 令和 7 年 6 月  
文責 生徒支援部 菊池 諭

## 令和 7 年度もよろしくお願いたします

令和 7 年度より生徒支援部と分掌名を改めました。本通信も 5 年目となりました。今年度も学期毎に行われる考査終了後に、生徒支援部通信を定期的に発行いたします。今号では本校生徒支援関係の規定についてお知らせいたします。今後も保護者等や生徒の皆さんに有益な情報をお伝えできるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。



## 本校で目指すより良い生徒像

本校で行われる全ての教育活動の実践を通して、私達教職員と生徒の皆さん、保護者等の皆様、地域や関係機関の方々と協力して育んでいきたい、目指す生徒像についてお伝えいたします。

- 自律 自分の個性を伸ばし、主体的に学び、自らの力で人生を切り拓く生徒
- 協和 多様な他者を尊重し、協働しながら、集団や社会に積極的に参画できる生徒
- 純正 素直で豊かな心を持ち、積極的に地域の課題に向き合い、解決に向けて考え、行動できる生徒



上記の実現のため、本校では生徒の皆さんと教職員、学校教育に関係する方々の心身の健康と学習環境の安全性を最優先に考えております。生徒の皆さんや教職員および学校教育に関係する方々の心身の健康または能力を脅かす言動には厳しく対処してまいります。暴力行為または不適切な行動がみられた場合は、懲戒を受けることもあります。本校に関わる全ての人々の心身の安全とより良い学習環境を確保するため、生徒の皆さんには以下のことをお願いしております。

## 本校の生徒心得

- ・ 学校生活におけるすべての安全指導を受け入れたうえでそれを遵守する。
- ・ 適切な行動をとり、他の生徒、教職員、学校関係者を尊重する。
- ・ 自他の心身の健康や安心・安全な学習環境を脅かすような行動はしない。
- ・ 適切な服装を心がける。サンダル、スリッパ等や、周りの気分を害する容儀は認められない。
- ・ 儀式的学校行事（入学式、生活体験発表大会、卒業式等）は、制服またはスーツ等を着用する。
- ・ 中学校指定のジャージやハーフパンツは着用しない。



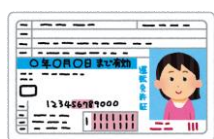
今号では本校の生徒支援関係規定等についてお伝えしております。いずれの規定等も学校のホームページでいつでも確認することが可能です。学校のHPも是非、ご覧ください。

## 生徒玄関の施錠について

定時制の課程では安全・安心な学校環境を維持するため、19時30分以降に代行員が校内を巡回し、窓等の施錠、不審物や不審者等の確認を行っております。19時30分以降は全ての生徒玄関を施錠し、いかなる人も生徒玄関から校舎内に侵入できないよう対策を講じております。つきましては19時30分以降の遅刻、早退については以下のように対応いたします。

- 1 19時30分以降に遅刻して登校した場合
  - ・職員玄関から入り、外履きを持って生徒玄関へ移動して内履きに履き替える。
- 2 19時30分以降に学校を早退する場合
  - ・生徒玄関で内履きを下足箱にしまい、外履きをもって職員玄関に移動して早退する。

## バイク等及び自動車運転免許取得について



本校では原則、生徒の皆さんの運転免許取得に対して制限を設けておりません。運転免許取得を希望する場合は、各自で自動車学校等に通っていただき、指導を受けて免許取得に励んでください。ただし、免許取得を必要とする未成年者の方は、保護者等の方から学校に免許取得届を提出していただくこととなっておりますので、ご承知おきください。また、免許取得のための欠席、欠課、遅刻は禁止しておりますので、自動車学校通学の予定を組む際にはご注意願います。

## バイク等及び自動車通学について

本校に通学する生徒の皆さんに限らず、車両を使用する者は、人命の尊重の上にとって交通道徳を高揚し、交通関係法規を遵守して、安全運転を心がけなければなりません。本校において、バイク等及び自動車で通学しようとする者は、以下の各号に該当しなければなりません。

- 1 所定の通学許可願と誓約書を提出する。その際、必ず任意保険に加入していること。
  - 2 提出された通学許可願と誓約書については、生徒支援部で審議した後、校長が許可する。
  - 3 毎年4月に通学許可願と誓約書を生徒支援部に提出し、校長の許可を得る。
  - 4 車両が変わった場合は、通学許可願と誓約書を生徒支援部に提出し、校長の許可を得る。
- また、バイク等及び自動車通学を許可された者は、交通関係法規及び以下の各号を遵守しなければなりません。これらの規定に違反した者は、指導・処分の対象となる場合があります。

- 1 届け出以外の車両での通学を禁止する。
- 2 車両に同乗させない。
- 3 車両の貸し借りをしない。
- 4 使用車両は常に整備して定期的に点検を受ける。また、違法改造等はしない。
- 5 登校後は下校するまでの間、車両の使用を禁止する。
- 6 車両は指定された場所に置き、必ず施錠する。
- 7 校外行事における車両の使用は禁止する。
- 8 交通違反及び交通事故等を起こした場合は、直ちに警察と保険会社に連絡をした後、学校へ連絡する。

